

市第70号議案

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部改正

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年12月7日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部を改正する条例

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第16条」を「一第16条」に改める。

第15条の次に次の3条を加える。

（届出を要する行為等）

第15条の2 景観法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、別表第1の左欄に掲げる地区の区分に応じ、同表の中欄に掲げる建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は工作物（建築物並びに屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件を除く。以下同じ。）の全部又は一部について、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。

2 前項の行為に係る景観法第16条第1項の規定により条例で定めるところにより行うこととされている届出は、同項に規定する事項を記載した届出書及び前項の行為の内容を示す図書その他の規則で定める添付図書を提出して行うものとする。

3 第1項の行為に係る景観法第16条第1項に規定する条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）、行為の完了予定日その他規則で定める事項とする。

4 第1項の行為に係る景観法第16条第2項に規定する条例で定める事項は、前2項に規定する事項とする。

（届出を要しない行為）

第15条の3 景観法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、別表第2の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。

（特定届出対象行為）

第15条の4 景観法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、別表第3の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1 届出を要する行為（第15条の2）

地 区	建 築 物 又 は 工 作 物	行 為
関内地区（景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）のうち、関内地区として景観計画に定める区域をいう。以	景観計画に定める歴史的界限形成エリア内に存する建築物又は工作物（市長が指定するものを除く。）	景観法施行令（平成16年政令第398号）第4条第6号に規定する特定照明
	建築物又は工作物（市長が指定するものを除く。）の景観計画に定める見通し景観形成街路に面する部分	

下同じ。)

別表第2 届出を要しない行為（第15条の3）

地 区	行 為
関 内 地 区	1 建築物の増築又は改築で、外観の変更を伴わないもの 2 建築物の外観を変更することとなる修繕等（修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。以下同じ。）で、外観を変更する部分の面積（市長が定める方法により算定した面積をいう。以下同じ。）の合計が10平方メートル未満のもの 3 工作物の増築又は改築で、外観の変更を伴わないもの 4 工作物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル未満のもの 5 景観法第16条第1項第3号に掲げる行為
みなとみらい21中央地区（景観計画区域のうち、みなとみらい21中央地区として景観計画に定める区域をいう。以下同じ。）	1 建築物の増築又は改築で、外観の変更を伴わないもの 2 建築物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル未満のもの 3 景観法第16条第1項第2号及び第3号に掲げる行為

別表第3 特定届出対象行為（第15条の4）

地 区	行 為
関 内 地 区	1 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築又は改築にあつては、外観の変更を伴わないものを除く。） 2 建築物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル以上のもの 3 工作物の新設、増築、改築又は移転（増築又は改築にあつては、外観の変更を伴わないものを除く。）

	4 工作物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル以上のもの
みなとみらい21 中央地区	1 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築又は改築にあつては、外観の変更を伴わないものを除く。） 2 建築物の外観を変更することとなる修繕等で、外観を変更する部分の面積の合計が10平方メートル以上のもの

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に着手し、又はこの条例の施行の日から平成20年5月1日までの間に着手する景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出をしなければならない行為（同項第1号及び第2号に掲げるものに限る。）については、この条例による改正後の横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第15条の3の規定にかかわらず、景観法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為とする。

提 案 理 由

景観法に基づき、関内地区及びみなとみらい21中央地区に係る景観計画区域内において、届出を要する行為及び要しない行為並びに特定届出対象行為を定める等のため、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部を改正したいので提案する。